

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

- 教育基本法の改正（2006（平成18）年12月）により、国においては5年ごとに教育振興基本計画（以下、国計画）を策定し、2018（平成30）年6月に第3期国計画が閣議決定されました。本県においても、国計画を参酌し、2009（平成21）年に「やまなしの教育振興プラン」を、2014（平成26）年に「新やまなしの教育振興プラン」をそれぞれ策定し、10年間にわたり本県の実情を踏まえた教育施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。
- この間、人口減少や高齢化をはじめ、高度情報化やグローバル化の急速な進展等、社会情勢はめまぐるしく変動し、さらには家庭環境や地域社会の変化、安全・安心に対する意識や多様な学びの必要性の高まりといった教育に関わる変化も大きくなっています。また、2017（平成29）年に小・中学校、2018（平成30）年に高等学校の各学習指導要領が改訂され、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。
- こうした中、本県教育の一層の振興を図るために、社会の変化を的確に見据えながら、新しい時代にふさわしい教育行政のあり方や施策の基本的方向を明確にすることが必要となっています。
- このような考え方の下、新しい時代を拓く本県教育の進むべき方向とその実現に向けた基本的な施策を明らかにするため、この計画を策定しました。

## 2 計画の位置付け

- この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本県教育振興の基本計画であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく本県教育大綱との整合を図り策定するものです。

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年5月17日法律第29号）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

## 3 計画の性格

- この計画は、今後の本県教育を推進するための基本方針となるものであり、社会情勢の変化を踏まえ、教育の基本理念等を示すとともに、今後の取り組むべき施策の方向等を明らかにするものです。
- この計画は、市町村や教育団体に対しては、県と一体となった施策の推進を、県民に対しては、本県教育の理念や進むべき基本的な方向を明らかにすることにより、その理解と協力、参画を求めるものです。

## 4 計画の期間

- この計画の対象とする期間は、2019（令和元）年度を初年度とし、2023（令和5）年度を目標年度とする5年間とします。